★･････････････････････････････････★
　いばらき消費生活 メールマガジン
★･････････････････････････････････★
２０２４年８月６日２１４号
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
１．はい！相談室です
　「不用品の買取り電話にご注意！」
２．エシカル度チェックキャンペーン実施中！
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

１．はい！相談室です

「不用品の買取り電話にご注意！」

【相談内容】

「不要品を買い取るので家にいきたい」という電話が何度もかかってきて困っている。
処分したい不用品はあるが、トラブルに巻き込まれたくないので断っている。どうしたらよいか。

【アドバイス】

　消費生活センターには、電話で「不要品を買い取る」等と言って訪問の約束を取り付け、訪問時に貴金属、腕時計、宝石などの売却を強引に迫る「貴金属の訪問購入トラブル」の相談がたくさん寄せられおり、ここ数年増加傾向にあります。

　トラブルにあった相談者の中には、業者に強い口調で貴金属の売却を迫られ、怖くなって大切にしていた貴金属を売却してしまったというケースもあります。

　トラブルに巻き込まれないよう十分ご注意ください。

〇電話があった場合

　・業者から電話がかかってきても、突然の訪問は禁止されているため、安易に訪問の承諾をしないようにしましょう。

　・必要がない場合は、毅然とした態度でキッパリと断りましょう。

　・在宅でも留守番電話にしておくことも対策の一つです。

〇業者が訪問してきた場合

　・突然、業者が訪問してきても家に入れないようにしましょう。

　・安易に貴金属を見せないようにしましょう。

　・売るつもりのない貴金属の売却を迫られたら、キッパリ断りましょう。

　・承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリングオフ等について記載された書面の交付を求めて下さい。

　・売却後も消費者はクーリングオフ期間中（法律で定められた書面交付から８日以内）物品の引き渡しを拒むことができます。

　・しつこく居座ったり、乱暴な口調で迫られて身の危険や恐怖を感じたときには、周囲の人や警察に電話をして助けを求めましょう。

〈参考資料〉

〇独立行政法人国民生活センター

・不用なお皿の買い取りのはずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！－訪問購入のトラブルが増えていますー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230927_1.html
・・・